

情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第48号

情報公開条例の一部を改正する条例

情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p><u>第3章 岩手県情報公開審査会（第23条－第36条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第37条－第44条）</u></p> <p><u>第5章 県が設立した地方独立行政法人等の情報公開等（第45条・第46条）</u></p> <p>附則 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。<u>第32条を除き、</u>以下同じ。）を含む。第7条第1項第2号において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>（開示の実施）</p> <p>第16条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付に</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p><u>第3章 雑則（第23条－第29条）</u></p> <p><u>第4章 県が設立した地方独立行政法人等の情報公開等（第30条－第32条）</u></p> <p>附則 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第7条第1項第2号において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>（開示の実施）</p> <p>第16条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付に</p>

より、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2～4 [略]

(審査会への諮問等)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、岩手県情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（次項及び第28条において「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)～(3) [略]

4・5 [略]

(費用負担)

第22条 開示請求を行い、文書又は図画の写しの交付を受ける者は、実施機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 開示請求を行い、電磁的記録の開示を受ける者は、当該電磁的記録の種別に応じ、実施機関が定める開示の実施の方法ごとに実施機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

より、電磁的記録については次に掲げる方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(1) 閲覧若しくは視聴又は複製物の交付

(2) 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付

2～4 [略]

(岩手県情報公開・個人情報保護等審査会への諮問等)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、岩手県情報公開・個人情報保護等審査会に諮問しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（次項において「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)～(3) [略]

4・5 [略]

(手数料の徴収等)

第22条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 開示請求に係る手数料 開示請求に係る行政文書1件につき300円

(2) 行政文書の開示の実施に係る手数料 開示を受ける行政文書1件につき、別表の左欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる

開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（第16条第4項の規定に基づき更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定に基づき更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなし、かつ、当該複数の行政文書である行政文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の行政文書である行政文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の行政文書である他の行政文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一のファイル（公文書の管理に関する条例第5条第2項に規定するファイルをいう。）にまとめられた複数の行政文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書

3 手数料は、第11条各項に規定する通知があつた後速やかに納付しなければならない。

4 既納の手数料は、還付しない。

5 行政文書の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、行政文書の写し等の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、実施機関が定める方法により納付しなければならない。

(設置等)

第23条 第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、岩手県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、この条例の実施に関し実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第25条 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第26条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、第19条第1項の規定による諮問のあった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

(審査会の調査権限)

第28条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求められない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第29条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第30条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第31条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第28条第1項の規定に基づき提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定に基づく調査をさせ、又は第29条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第32条 審査会は、第28条第3項若しくは第4項又は第30条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。））にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第33条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第34条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第35条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第36条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第4章 雑則

第37条 削除

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第38条 [略]

(実施状況の公表)

第39条 知事は、毎年度、実施機関における第2章に定める行政文書の開示についての実施状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(情報の提供に関する施策の推進)

第40条 実施機関は、第2章に定める行政文書の開示と併せて、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の推進に努めなければならない。

(出資法人の情報公開)

第41条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人(県が設立した地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社を除く。以下「

第3章 雑則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第23条 [略]

(実施状況の公表)

第24条 知事は、毎年度、実施機関における前章に定める行政文書の開示についての実施状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(情報の提供に関する施策の推進)

第25条 実施機関は、前章に定める行政文書の開示と併せて、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の推進に努めなければならない。

(出資法人の情報公開)

第26条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人(県が設立した地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社(以下「県が設

出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 [略]

(指定管理者の情報公開)

第41条の2 [略]

(適用除外)

第42条 [略]

(補則)

第43条 [略]

(罰則)

第44条 第25条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第5章 県が設立した地方独立行政法人等の情報公開等

(県が設立した地方独立行政法人等の情報公開)

第45条 県が設立した地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社は、この条例の規定の適用については、実施機関とみなす。この場合において、第2条第2号中「職員」とあるのは、「役員又は職員」と読み替えるものとする。

(県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求)

第46条 県が設立した地方独立行政法人若しくは岩手県土地開発公社がした開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人若しくは岩手県土地開発公社に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該県が設立した地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社に対し、審査請求をすることができる。

設立した地方独立行政法人等」という。)を除く。以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 [略]

(指定管理者の情報公開)

第27条 [略]

(適用除外)

第28条 [略]

(補則)

第29条 [略]

第4章 県が設立した地方独立行政法人等の情報公開等

(県が設立した地方独立行政法人等の情報公開)

第30条 県が設立した地方独立行政法人等は、この条例(第22条を除く。)の規定の適用については、実施機関とみなす。この場合において、この条例の規定中「行政文書」とあるのは「法人文書」と、第2条第2号中「職員」とあるのは「役員又は職員」と読み替えるものとする。

(県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求)

第31条 県が設立した地方独立行政法人等がした開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人等に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該県が設立した地方独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

(県が設立した地方独立行政法人等の手数料の徴収等)

第32条 県が設立した地方独立行政法人等に対し開示請求をする者又は法人

文書（第30条の規定により読み替えて適用する第2条第2号に規定する法人文書をいう。以下同じ。）の開示を受ける者は、当該県が設立した地方独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第22条第1項の手数料の額を参酌して、県が設立した地方独立行政法人等が定める。

3 法人文書の開示を受ける者は、手数料のほか、県が設立した地方独立行政法人等の定めるところにより送付に要する費用を納付して、法人文書の写し等の送付を求めることができる。

4 県が設立した地方独立行政法人等は、前3項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

附 則

[略]

別表（第22条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法		金額
文書又は 図画	1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）の交付	白黒	1枚につき10円（両面に複写した場合にあっては、20円）
		カラー	1枚につき40円（両面に複写した場合にあっては、80円）
	2 1に掲げる以外の写しの交付		当該写しの作成に要する費用に相当する額
電磁的記録	1 複製物の交付	ア 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に	1枚につき80円

附 則

[略]

			<u>適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	
			<u>イ</u> <u>アに掲げる以外の複製物</u>	<u>当該複製物の作成に要する費用に相当する額</u>
	<u>2</u> <u>紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付</u>	<u>ア</u> <u>乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）</u>	<u>白黒</u>	<u>1枚につき10円（両面に複写した場合にあっては、20円）</u>
			<u>カラー</u>	<u>1枚につき40円（両面に複写した場合にあっては、80円）</u>
			<u>イ</u> <u>アに掲げる以外の写し</u>	<u>当該写しの作成に要する費用に相当する額</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の情報公開条例第22条並びに第32条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後にされた情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前に岩手県情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは岩手県情報公開・個人情報保護等審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について岩手県情報公開審査会がした調査審議の手續は岩手県情報公開・個人情報保護等審査会がした調査審議の手續とみなす。
- 4 岩手県情報公開審査会の委員であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。